五の九において同じ。）をした」に改める部分、同条第十二項第一号中「を提出した」を「の提出（法第三十七条の十四第十三項に規定する提出をいう。以下この項、第二十七項及び第二十八項において同じ。）をした」に改める部分、同項第三号中「が提出された」を「の提出がされた」に改める部分、同号ロ中「提出された」を「提出がされた」に改める部分、同条第三十項第一号に係る部分、同条第三十一項第一号に係る部分、同条第三十二項第一号中「を提出する」を「の提出をする」に改める部分及び同条第三十三項第一号に係る部分を除く。）、同令第十八条の十五の四の改正規定（同条第三項第一号に係る部分及び同条第五項第一号ロに係る部分を除く。）、同令第十八条の十五の五の改正規定、同令第十八条の十五の七の改正規定（同条第二項第一号に係る部分を除く。）、同令第十八条の十五の八の改正規定（同条第四項中「継続適用届出書」を「金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書」に改める部分を除く。）、同令第十八条の十五の九の改正規定、同令第十八条の十五の十第二項第一号の改正規定、同条第十二項第一号の改正規定、同条第二十一項から第二十三項までを削る改正規定、同条第二十四項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項を同条第二十五項とする改正規定、同条第十九項の改正規定、同項を同条第二十四項とし、同条第十八項を同条第二十三項とする改正規定、同条第十七項を同条第二十二項とする改正規定、同条第十六項を同条第二十一項とする改正規定、同条第十五項を同条第二十項とし、同項の前に三項を加える改正規定、同条第十四項第一号の改正規定、同項を同条第十六項とし、同条第十三項の次に二項を加える改正規定、同令第十八条の十五の十一第二項第十一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定及び同令別表第七㈢の表の改正規定並びに附則第二十三条の規定

ロ　第二条の規定

ハ　第三条の規定

ニ　第四条の規定（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十二号）附則第十四条第二項中「を提出する」を「の同項に規定する提出をする」に改める部分を除く。）

三　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十四の二第六項第二号の改正規定、同令第十九条の九第五項第二号の改正規定、同令第十九条の十二第十四項第五号の改正規定及び同令第十九条の十四の二第二項第三号の改正規定（「第百二条第七項」を「第百二条第九項」に改める部分に限る。）並びに附則第五条の規定　令和四年一月一日

四　第一条中租税特別措置法施行規則第五条の八第三項第四号の改正規定及び同令第二十条の三第三項第四号の改正規定　情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第六十七号）の施行の日

五　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の三の見出しの改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定　令和二年七月一日又は土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十二号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

六　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十九第一項の改正規定　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第　　号）の施行の日

七　第一条中租税特別措置法施行規則第十九条の十第一項の改正規定　情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行の日

八　第一条中租税特別措置法施行規則第三十一条の四の二第一項の改正規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）の施行の日

（振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第三条の十八第十七項（新規則第三条の十九第十三項及び第十九条の七第十三項において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に租税特別措置法第五条の二第一項、第五条の三第一項若しくは第四十一条の十三の三第一項に規定する非課税適用申告書又は同法第五条の二第十二項第一号若しくは第三号（同法第五条の三第九項及び第四十一条の十三の三第十二項において準用する場合を含む。）に定める申告書を提出する場合について適用する。

（民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置）

第三条　新規則第三条の二十第三項（同条第二十項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に租税特別措置法第六条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する非課税適用申告書を提出する場合について適用する。

（個人の企業主導型保育施設用資産の割増償却に関する経過措置）

第四条　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第六十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十三条の三の規定及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百二十一号。以下「改正令」という。）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第六条の七の規定に基づく第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧規則」という。）第五条の十七の規定は、なおその効力を有する。

（確定申告書の記載事項に関する経過措置）

第五条　新規則第十八条の十四の二第六項（新規則第十八条の十五の二第八項において準用する場合を含む。）の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2　新規則第十九条の九第五項の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第六条　施行日から令和三年三月三十一日までの間における第一条の規定（附則第一条第二号イに掲げる改正規定を除く。）による改正後の租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三の規定の適用については、同条第十二項第一号中「第三十七条の十四第十三項」とあるのは「第三十七条の十四第十八項」と、「第二十七項及び第二十八項」とあるのは「第三十項及び第三十一項」と、同条第十三項第一号中「第二十九項及び第三十項」とあるのは「第三十二項及び第三十三項」とする。

（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第七条　施行日から令和三年三月三十一日までの間における第一条の規定（附則第一条第二号イに掲げる改正規定を除く。）による改正後の租税特別措置法施行規則第十八条の十五の十の規定の適用については、同条第十三項第一号中「第二十一項及び第二十二項」とあるのは「第十六項及び第十七項」と、同条第二十四項中「第二十五条の十三の八第三十項」とあるのは「第二十五条の十三の八第二十六項」とする。

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第八条　新規則第十八条の十九第十一項の規定は、施行日以後にされる租税特別措置法第四十条第五項第二号に規定する財産の譲渡について適用し、施行日前にされた当該財産の譲渡については、なお従前の例による。

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第九条　新規則第十九条の十の五第五項から第七項までの規定は、令和二年分以後の所得税について適用し、令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。）以前の所得税については、なお従前の例による。